

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	富山県高岡看護専門学校
設置者名	学校法人未来高岡

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門	看護学科	夜・通信	101 単位 3,000 時間 (旧カリキュラム)	9 単位	
		夜・通信	102 単位 3,015 時間 (新カリキュラム)	9 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校事務室に備え付けており、常時、公表できる状況にある。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	富山県高岡看護専門学校
設置者名	学校法人未来高岡

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校事務室に備え付けており、常時、公表できる状況にある。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	高岡第一学園 理事長（現職） 学校法人未来高岡 理事長（現職・兼務）	令和2年12月10日 ～令和6年12月9日	法務観点から学校法人運営・ 人事等の総括
非常勤	高岡市民病院院長 （現職）	令和5年4月1日 ～令和9年3月31日	医療人材育成及び、医療現場 の観点からの学校法人運営
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	富山県高岡看護専門学校
設置者名	学校法人未来高岡

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>								
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年10月頃から翌年2月頃にかけて、外部講師との調整及び、担当教員による授業評価を行い、教務会議で検討の結果、授業計画(シラバス)を作成しており、新1年生は入学オリエンテーション時、在校生へは、4月始業時に配布している。 ・授業計画(シラバス)において、科目目標、単位、時間数、講師及び講義内容を記載するとともに、各分野で、科目の考え方とねらい、学科進度表を一覧表形式で明示している。 <p>また、成績評価について、筆記試験・レポート等の配点をシラバスに記載のほか、学則及び、細則に基づく点数評価(優・良・可・不可)、単位取得に係る基準、留意事項等を学生便覧に掲載している。</p>								
<p>授業計画書の公表方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事務室に備え付けてある。 ・新1年生は入学オリエンテーション時、在校生へは、4月始業時に配布している。 							
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>								
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間数の3分の2以上の出席者に対して、成績の評価及び、単位の認定を行う。 ・成績評価は、筆記試験・レポート・実習評価により、以下の基準で評価している。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em;">{</td> <td>優</td> <td>80点以上～100点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>70点以上～80点未満</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>60点以上～70点未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・優・良・可・不可とし、可以上を合格、不可を不合格とする。 ・成績評価が不合格の者については、再試験を行うことができる。 ・再試験が不合格になった科目は、単位未修得になり、再履修しなければならない。 ・病気、その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。 ・成績評価結果を運営会議に諮り、卒業認定及び、履修認定等を行っている。 		{	優	80点以上～100点	良	70点以上～80点未満	可	60点以上～70点未満
{	優		80点以上～100点					
	良		70点以上～80点未満					
	可	60点以上～70点未満						

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則、細則、履修規程に従い、科目ごとの点数（100点満点）に基づき、成績評価をする。修得済みの科目点数の平均を求め、クラス別及び、学年別の成績一覧表を作成のうえ、運営会議で決定している。 	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>学校事務室に保管し、開示の請求があれば提示する。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第10条、細則第11条に基づき、所定の単位（101単位）を修得した者については、運営会議における審査及び、議決を経て認定している。 (旧カリキュラム) ・学則第10条、細則第11条に基づき、所定の単位（102単位）を修得した者については、運営会議における審査及び、議決を経て認定することとしている。 (新カリキュラム) 	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>学校事務室に保管し、開示の請求があれば提示する。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	富山県高岡看護専門学校
設置者名	学校法人未来高岡

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務室に備え付けてあり、常時公表できる状態である。
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,000時間/101単位 (旧カリキュラム)	1965時間/78単位	単位時間/単位	1035時間/23単位	単位時間/単位	単位時間/単位
		3,000時間/101単位					
		3,015時間/102単位 (新カリキュラム)	1980時間/79単位	単位時間/単位	1035時間/23単位	単位時間/単位	単位時間/単位
		3,015時間/102単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
360人		333人	0人	27人	147人	174人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・分野に分け、科目の考え方とねらいを決め、学科進度表を一覧表に明示し、科目目標、回数、講義内容等をシラバスに明確に記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・授業時間数の3分の2以上の出席者に対して、成績の評価及び、単位の認定を行う。 ・成績評価は、筆記試験・レポート・実習評価により、以下の基準で評価している。 <ul style="list-style-type: none"> 優 80点以上～100点 良 70点以上～80点未満 可 60点以上～70点未満
・優・良・可・不可とし、可以上を合格、不可を不合格とする。 ・成績評価が不合格の者については、再試験を行うことができる。 ・再試験が不合格になった科目は、単位未修得になり、再履修しなければならない。

<ul style="list-style-type: none"> ・病気、その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。 ・成績評価結果を運営会議に諮り、卒業認定及び、履修認定等を行っている。
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 10 条、細則第 11 条に基づき、所定の単位 (101 単位) を修得した者については、運営会議における審査及び、議決を経て認定している。 (旧カリキュラム) ・学則第 10 条、細則第 11 条に基づき、所定の単位 (102 単位) を修得した者については、運営会議における審査及び、議決を経て認定することとしている。 (新カリキュラム)
学修支援等
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校学生を対象とした富山県高岡看護専門学校修学資金制度 (給付型・貸与型) を利用できる。 ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施で、学生のメンタル面のサポートを行っている。 ・保護者面談による学習指導を行っている。 ・演習室、図書館等を開放し、自主学習を支援している。 ・国家試験対策として多数の全国模試、特別講義を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
110 人 (100%)	11 人 (10%)	97 人 (88.2%)	2 人 (1.8%)
(主な就職、業界等) 数人は、大学等に進学し、保健師や助産師の資格を得る者も居るが、大半は、看護師として、病院等の医療機関に就職している。			
(就職指導内容) 富山県内外の病院見学の情報を把握し、学生に周知する。学生と数回面接を行い、意向と合致するようにしている。また、病院の過去問題や履歴書の添削、面接指導等を行い、支援に努めている。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験は全国平均を上回る合格率である。(看護師国家試験受験資格、専門士の称号の付与)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
341 人	6 人	1.8%
(中途退学の主な理由) 本人の進路変更等により退学に至る。		
(中退防止・中退者支援のための取組) スクールカウンセラーを配置し、手厚い心理的サポート及び教職員による指導や保護者面談を行い、中退防止の支援に努めている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	360,000 円	120,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				
・本校学生を対象とした富山県高岡看護専門学校修学資金制度 (給付型・貸与型) を利用できる。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・令和4年度自己点検・自己評価結果について、ホームページ http://www.takaoka-kango.jp に掲載するとともに、報告書を学校事務室に保管し、開示の請求があれば、提示する。(令和5年度も実施予定)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 実習病院、関係団体、地域住民、保護者等により選出した委員会において、 ①自己点検・自己評価結果について検討 ②今後の教育内容の充実、学習運営に係る課題等 に関し、意見を求め、その結果を基に、次年度の学校運営の改善を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
実習病院	令和4年度4月～ 令和8年3月	病院関係者
関係団体	令和3年度4月～ 令和7年3月	市観光協会
経済界	令和4年度4月～ 令和8年3月	市産業振興部
地元自治会	令和4年度4月～ 令和8年3月	自治会長
保護者	令和3年度4月～ 令和7年3月	保護者代表
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・報告書をホームページ https://www.takaoka-kango.jp に掲載するとともに学校事務室に保管し、開示の請求があれば提示する。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・ https://www.takaoka-kango.jp からの閲覧または当校事務局にて、学校パンフレットや募集要項が入手可能である。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H116320280034
学校名	富山県高岡看護専門学校
設置者名	学校法人未来高岡

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		28人	25人	28人
内 訳	第Ⅰ区分	13人	13人	
	第Ⅱ区分	11人	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				28人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	-
訓告	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。